



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 平成30年 12月 定例会（第5回） 12月21日－06号

P. 250 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会芦屋市議会議員団を代表し、第98号議案、海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設の指定管理者の指定についてに対し、賛成の立場で討論いたします。

両施設の指定管理者の募集について、これまでは個別で選定をしていたところ、類似団体をあわせ募集することで、スケールメリットを生み出した今回の手法については評価をするものです。結果として、事業者側の参加メリットも向上し、さらなる競争を生み出すことに成功していると思っています。

選定の基準の中で設けられている管理運営費について、企業努力や運営上の工夫によって引き下げが図られるものでありますので、選定基準上の一定のウエートを占めていることも理解をいたします。

修繕積立金についても同様で、企業努力によって算出される管理運営費の中に含まれる項目であると考えます。この点を提案額の貢献度として高く評価するという点についても、否定するものではありません。

しかし、今回の選定基準においては、修繕積立金の金額を示す提案額の貢献度が個別の項目としてピックアップされ、20点という大きな配点が設けられています。今回選定をされた事業者は、この項目について満点であり、次点の事業者については0点と極端な評価になっています。その他の管理運営費に係る項目については、選定事業者が300点、次点事業者が313点と、次点事業者が点差でまさっているにもかかわらずです。

今回のケースでありますと、仮に提案額の貢献度という項目がなかった場合、順位が入れかわるばかりか、選定事業者が最下位に落ちてしまう結果にもなります。

選定は公平・公正にとり行われたものと認識をしております。ですが、特定の項目について100か0かといった極端な点差が生じ、最終的な選定の決め手となるような形になりますと、客観的な視点で見たときに、選定結果に疑念を抱かれることにもつながりかねません。

今後、こういった選定をとり行う際には、極端な点差が生じる可能性をはらむ項目を適用するのかどうか、十分に検討された上で選定をとり行うていただくことを要望し、本議案には賛成をいたします。

以上で、賛成討論といたします。